

令和4年9月15日

全日型コースの生徒・保護者の皆さんへ

学校法人三重徳風学園

校長 東 則尚

本学園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて」（令和4年9月7日付け厚生労働省通知）において新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しが行われました。その概案は別紙「新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者の療養期間について」のとおりです。

また三重県では、令和4年9月9日より、医療機関から保健所への届出対象の方（65歳以上の者・入院を要する者・重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な者・重症化リスクがあり新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者・妊婦）を除き、保健所から患者への連絡を行わないこととなりましたので、療養期間等については別紙により各自判断してください。

今後も必要に応じて、絆ネット・ホームページにより、感染症対策に係る連絡等を必要に応じて発出・掲示しますので、その内容を必ず確認するようにしてください。

記

1 生徒または職員に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について

(1) 生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合

- 必ず学校に連絡していただき、自宅で休養してください。また、必要に応じて受診していただくとともに、受診された場合は、その結果も必ず学校に連絡してください。
- 学校で風邪等の風邪症状がみられる場合は、生徒は帰宅することとし、症状が回復するまで自宅で休養してください。なお、自分一人で帰宅することが困難な場合は、保護者に迎えを依頼します。その際、保護者が到着されるまでは、他の生徒と接触しないよう別室待機とします。
- 自宅での休養に要した期間は「出席停止」（「欠席日数」ではなく「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録する取扱いのこと。「出席停止」でも、授業は「欠課」となる。）とします。
- 病状が回復して登校する場合は、朝の検温等の基本的な感染症対策とともに、登校後数日間は在校中に体温や咳、喉の痛み等の健康状態の把握に努めます。

(2) 職員に発熱等の風邪症状が見られる場合

- 休暇または在宅勤務により、病状が回復するまで自宅待機とし、必要に応じて受診することとします。
- 回復して出勤する場合は、出勤前の検温等の基本的な感染症対策とともに、出勤後数日間は昼休み等での定期的な検温や咳、喉の痛み等の症状の有無の把握など、健康観察を行います。

2 生徒または職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について

(1) 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

- 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられ、その同居家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、登校を控えてください。なお、同居家族に風邪症状がみられても、そのことだけをもって登校を控えることとするのではなく、その同居家族に感染の可能性が全く無い又はほとんど無いと判断できる場合は、生徒自身の健康チェックの結果に問題がなければ登校してください。
- このような理由で登校を控えた場合の出欠の取扱いについては、「出席停止」とします。

(2) 職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

- 職員の同居家族に発熱等の風邪症状がみられ、その同居家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、在宅勤務とすることがあります。

3 生徒または職員の同居家族が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合の対応について

- (1) 生徒の同居家族が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合
- このことが分かり次第速やかに学校に連絡してください。また、PCR検査の結果も、分かり次第速やかに学校に連絡してください。
 - 同居家族のPCR検査の結果が分かるまでは、自宅で待機してください。その間は「出席停止」とします。
 - 同居家族のPCR検査の結果が陽性の場合で、生徒が濃厚接触者等に特定され、PCR検査を受けることになったときは、下記4―(1)による対応となります。陰性の場合には通常どおり登校してください。
- (2) 職員の同居家族が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合
- 同居家族のPCR検査の結果が分かるまでは、休暇または在宅勤務とします。
 - 同居家族のPCR検査の結果が陽性の場合で、職員が濃厚接触者等に特定され、PCR検査を受けることになったときは、下記4―(2)による対応となります。陰性の場合には通常勤務とします。

4 生徒または職員が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合の対応について【更新】

- (1) 生徒が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合【更新】
- このことが分かり次第速やかに学校に連絡してください。また、PCR検査の結果も、分かり次第速やかに学校に連絡してください。
 - 濃厚接触者等に特定された生徒は、感染者と最後に接触した日を0日目として5日間（6日目解除）の待機期間となり、その間は「出席停止」とします。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査を受けて陰性と判明した場合は、3日目から待機解除が可能となりますので、検査結果が分かり次第速やかに学校に連絡してください。
なお、この対応は、PCR検査を受けて陰性と判明した場合も同じです。
 - PCR検査で陽性と判明した場合には、下記5による対応となります。
- (2) 職員が濃厚接触者等に特定された場合またはPCR検査を受けることになった場合【更新】
- 濃厚接触者等に特定された職員は、感染者と最後に接触した日を0日目として5日間（6日目解除）の待機期間となり、その間は休暇または在宅勤務とします。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査を受けて陰性と判明した場合は、3日目から待機解除が可能となります。
なお、この対応は、PCR検査を受けて陰性と判明した場合も同じです。
 - PCR検査で陽性と判明した場合には、下記5による対応となります。

5 生徒または職員の感染が判明した場合の対応について

- (1) 感染者への対応
- 生徒は「出席停止」、職員は症状の有無に関係なく休暇とします。その期間は、保健所または医療機関と相談のうえ決定します。
- (2) 臨時休業（休校）の実施
- 感染判明後、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校内の消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日程度）を踏まえ、臨時休業（休校）を実施します。ただし、濃厚接触者等の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者等がいない等の場合は、臨時休業（休校）を実施しないこともあります。
 - 本学園では多くの生徒が登下校時にスクールバスを、昼食時に食堂を利用している現状に鑑み、感染が判明した生徒が1人の場合でも、校内で感染が広がっている可能性があると考えられるため、臨時休業（休校）は学級・学年単位ではなく学校全体の実施を原則とします。
 - 臨時休業（休校）中は、部活動等の課外活動は中止とします。

(3) 生徒・保護者への連絡

全校生徒・保護者に対しては、感染者発生の事実と状況、学校における消毒等の感染防止対策の内容、臨時休業（休校）中の学習内容・方法や留意事項、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡・説明します。

なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認したうえで対応することとし、特に感染者が生徒の場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととします。

(4) 感染者情報の取扱い

感染者情報については、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要なリスク情報は積極的に公表していく。」とされており、同対策本部より「居住市町名、10代等の年齢、性別等」が発表されますが、本学園として、学校名を公表するかどうかは慎重に判断していきます。

また、差別やいじめにつながらないよう、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行うこととします。

(5) 消毒の実施

保健所と相談して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高濃度で触った物品）を消毒用エタノールまたは適正な濃度の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒を行います。

(6) 濃厚接触者等の特定及び感染者の行動履歴・範囲の把握

○ 感染が判明したときは、通常、保健所による感染者の行動履歴・範囲の把握や濃厚接触者等の特定に係る調査が行なわれますが、業務の逼迫等により保健所自らが当該調査を行うことが困難な場合は、保健所と連携し、本学園が学校内での感染者の行動履歴・範囲について正確な把握を行うとともに、感染者本人の同意を得たうえで、また感染者を含む生徒・職員のプライバシーに配慮したうえで、濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所に提示することがあります。

○ 濃厚接触者等の候補者リストの作成に当たっては、感染可能期間（感染者に感染症が疑われる発熱等の症状がある場合は発症2日前から、症状がない場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前から、退院または療養解除の基準を満たすまでの期間のうち、当該感染者が入院、宿泊療養または自宅療養を開始するまでの期間）において、国が示す基準等に該当する者を濃厚接触者等の候補者とします。

(7) 学校で濃厚接触等があった場合の対応

感染者との濃厚接触者等として特定された生徒・職員がいる場合は、上記4—(1)・(2)による対応となります。その際、濃厚接触者等の人数や接触状況により臨時休業（休校）期間の延長や消毒等の対応が必要かどうかについて保健所と相談します。

以上